## 2023年2月1日更新時の変更点について

「Madrid e-Filing による出願手続」を更新しました。手続に関連する主要な箇所に ついて次ページ以降に該当箇所を抜粋して掲載いたします。

主要な変更箇所は黄色でハイライトしてあります。お手続きの際は最新の HP 掲載の

「Madrid e-Filing による出願手続」をご利用ください。

今回変更があった項目は以下のとおりです。

なお、誤記の訂正、記載の統一等軽微な修正部分は明示しておりません。

4.2本国官庁および基礎情報の入力

4.4 出願人情報の入力

4.7 標章および関連情報の入力

4.17 手数料の支払

# 4.2 本国官庁および基礎情報の入力

## 複数の基礎情報のインポートについて

複数の基礎情報をインポートする場合、2件目以降のインポートが正常にできない場合には、 以下の操作を行ってください。

1件目の基礎情報を読み込んだ後、次の「Designated Contracting Parties」(指定締約国)の画面に遷移する。

			Designate	d Contracting Parties
Basic application or registration	- General			
Designated Contracting Parties	Office of origin *	JP - Japan	~	
Applicant(s)	Filing language *	English	~	
Representative	Applicant's Reference			
Languages and correspondence	Denis emplication en ervictor	- 4:		
Mark	Basic application or registra	alion	the applicant and repres	ontativo dotaile into the filir
Goods and services	language	incant's responsibility to transitierate t	ane applicant and repress	
Limitations	Primary national mark imported			
Claimed priorities	Application number: 2010103297	Registration number: 6297512	Registration date: 2	9/09/2020
Seniority claim		Registration number: 0201012	regionation date. 2	570572020
Declaration of Intention to use			Im	port another trademark
Attachments				
Fee calculations				
Disclaimers				
Validation				
Payment				
Summary				

## 一度My portfolioに戻り、再度該当案件のNumberを押下する。

Application for international registration						
			Basic ap	plication or registration A	pplicant(s)	>
Basic application or registration Designated Contracting Parties	S	<ul> <li>Designated Contracting P Select the Contracting Parties for whi Contracting Parties in the <u>Medrid Men</u></li> </ul>	Parties ich protection of the Mark is sought. Lea <u>mbers Profiles Database</u> and in the <u>Ma</u>	arn more about the procedures of the drid Information Notices.	ie designated	
Applicant(s)		AE United Arab Emirates	GE Georgia	MZ Mozambique		
Representative		AF Afghanistan	GG Guernsey	NA Namibia		
Languages and correspondence		AG Antigua and Barbuda	GH Ghana	NO Norway		
Mark		AL Albania	GM Gambia	NZ New Zealand		
Goods and services		AM Armenia	GR Greece	OA African Intellectual Pro	operty	
Limitations				Organization (OAPI)		
Claimed priorities		AT Austria	HK Hong Kong SAR of China	OM Oman		

Import another trademarkから2件目以降の基礎番号を入力し、インポートを行う。

# 4.4 出願人情報の入力

Applicant(s)画面から出願人情報を入力します。

基礎となる商標をWIPO Global Brand Databaseからインポートすると、出願人情報が取り 込まれます。画面赤枠内の出願人名をクリックすると、詳細情報が表示され、編集可能となり ます。クリックして出願人情報を英語表記に修正してください。

Application for interna	tional	registration       Image: Contracting Parties       Representative	>
Basic application or registration	2 (2)	<ul> <li>Applicant(s)</li> <li>Open the applicant information below to review and complete the required applicant details</li> </ul>	_
Applicant(s)	3	マドリッドサンプル株式会社	
Representative Languages and correspondence		Add another applicant	

### 注意

WIPO Global Brand Databaseから取り込まれる出願人情報は日本語で表示されます。国際 登録出願の出願言語は英語となります。必ず、出願人情報を英語で入力し直してください (氏名、住所等)。

また、WIPO Global Brand Databaseに基礎となる商標情報が登録されている場合でも、出 願人情報が取り込まれないことがあります。その場合は出願人情報を最初から入力してくだ さい。

出願人が複数存在する場合は、Add another applicantボタン(緑枠)をクリックして追加 します。

必須情報は項目名に赤いアスタリスク(\*)が付されています。

次ページ以降に入力例を示します。

#### 出願人情報の入力例(法人の場合)は以下のとおりです。

Add/edit applicant		×
- General information		
Name *	マドリッドサンプル株式会社	Applicant
Address *	東京都千代田区蟲ヶ間3-4-3	
Country *	v	
Email *		
Telephone		
Applicant type *	Natural person     Legal entity	

Nameには、法人名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。 Address(住所)の記載は、市区町村・町名・番地など、行政区画は省略せずに記載してください い(行政区画の内、字、大字については記載を省略可)。建物名、階数などの記載は省略でき ます。私書箱やc/oは認められません。

Applicant type欄のLegal entityにチェックを入れます。次に、Entitlement to file欄の Entitlement through establishment又は Entitlement as a nationalのいずれかにチェックを入 れます。Entitlement through establishmentは出願人が外国法人であって、上記に記載した住 所は日本国内ではないが、日本国内に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する 場合に用います。Entitlement as a nationalは日本の法人である場合に用います。

Legal natureに法人の種類(法的性質)を記載します(Corporationなど)。法的性質の入力 は特定の締約国によって要求される場合があります。例えば、申請人が米国を指定する場合、 これらの表示を含める必要があります。

Territory- 法人が登記されている州 - 任意、StateがJapan(日本)である場合記載不要

また、State (country) and territory, if applicable, of corporation 欄に、以下を入力します。 State (法人格のある国) - 必須

Add/edit applicant		×
General information		
Name *	SHOHYO Hanako	Applicant
Address *	3-4-3 Kasumigaseki, Chiyoda- <u>ku</u> Tokyo 100-8915, Japan	
Country *	Japan 🗸	
Email *	xxxx@sample.co.jp	
Telephone		
Applicant type *	✓ Natural person □ Legal entity	
Nationality *	Japan 🗸	
<ul> <li>Entitlement to file</li> </ul>		
Entitlement as a national		
Entitlement through domicile		
		OK

住所の記載は法人の場合と同様です。

Applicant type欄のNatural personにチェックを入れます。

次に、Entitlement to file欄のEntitlement as national(日本国民)またはEntitlement through domicile(日本の居住者)のいずれかを選択してください。Entitled through domicile(日本の居住者)は、出願人が外国人であって、現実に日本国内に居住している場合に用います。

Entitled through domicile (日本の居住者)を選択した場合のEntitlement to file欄の表示 Entitlement to file

Entitlement as a national	
✓ Entitlement through domicile	
Reuse the contact information provided above	
Provide another address	
OK	

Entitled through domicile(日本の居住者)を選択し、上記General informationに記載の出願人の住所が日本の住所である場合には、Reuse the contact information provided aboveをチェックしてください。上記出願人の住所が日本の住所ではない場合には、居住している日本の住所を入力する必要がありますので、Provide another addressにチェックして日本の住所情報を入力してください。私書箱やc/o は認められません。

### Provide another addressをチェックした場合の表示

Entitlement to file			
Fotitlement as a pational			
Entitlement through domicile			
Reuse the contact information	on provided above		
Provide another address			
Name	SHOHYO Hanako		
Street *			
City *			
Country *		~	
Postal Code *			
PO BOX			
Email *			
Telephone			
<ul> <li>Show less address field</li> </ul>	ls		
Building			
Department			
Room			
Floor			
Country			
Additional address information			
			OK

Madrid e-Filing User Guide

# 4.7 標章および関連情報の入力

## Mark画面では標章および関連する情報を入力します。

#### Application for international registration

			Languages and correspondence	Goods and service
Basic application or registration	54	- Mark	_	
Designated Contracting Parties	S	Туре	Word 🗸	
Applicant(s)	S	Kind •	Individual 🗸	
Representative	C			
Languages and correspondence	3	- Text		
Mark	0	Trademark *	SAMPLE	
Goods and services		The mark is a mark	k in standard characters	
Limitations				
Claimed priorities		- Transliteration (	of the mark	
Seniority claim		This is mandatory if a	mark is or contains non-Latin characters or non-Arabic numerals	
Declaration of Intention to use				
Attachments				
Fee calculations		- Translation of the	ne mark	
Disclaimers		As required by some	designated Contracting Parties	
Validation		The words in the magnetic the magnetic term in the magnetic term in the magnetic term in the magnetic term in the magnetic term is a second term in the magnetic term in the magnetic term is a second term in the magnetic term is a second term in the magnetic term is a second term in the magnetic term in the magnetic term in te	nark have no meaning and cannot be translated	
Payment		English translation		
Summary		French translation		
		Spanish translation		
		- Additional inform	nation	
		Description, if any, as	it appears in the basic mark	
		Voluntary description		
		The applicant declare	s to disclaim protection for the following element(s)	

.

Languages and correspondence Goods and services

<基礎出願/登録が文字商標の場合>

Mark欄のTypeがWordとして表示されます。また、Text欄のTrademarkに文字商標の文字列 が表示されます。

基礎出願/登録の標章が「標準文字であり、かつラテン文字」である場合には、商標イメージの添付は不要です。Text欄のTrademarkに表示された文字列が、国際登録の標章見本として扱われます。

この場合に、国際登録出願においても標準文字の主張をする場合は、「The mark is a mark in standard characters」にチェックします。

基礎出願/登録の標章が**上記以外の文字商標**である場合には、TypeをFigurativeに変更し、 商標イメージを画面からアップロードしてください。

この場合、システムの制約上、国際登録出願において標準文字の宣言(「The mark is a mark in standard characters」にチェック)をすることができません。上記以外の文字商標について、国際登録出願において標準文字の主張を希望される場合には、Madrid e-Filingではなく、従来どおり書面のMM2様式で出願を行ってください。

標章イメージのアップロードについては次ページ「基礎出願/登録が図形商標の場合」のイ メージの差し替え操作を確認してください。

項番	基礎出願/登録の 標章	標章イメージ 添付の要否	添付時の注意点	国際登録出願での 標準文字宣言可否
1	標準文字商標かつ ラテン文字	不要	_	可
2	上記以外(日本語を 含む文字商標など)	添付は必須	Mark TypeをFigurative に設定し、イメージをア ップロード	不可

<基礎出願/登録が図形商標の場合>

Mark欄のTypeがFigurativeとして表示されます。また、Image representation欄に インポートされた標章イメージが表示されます。商標がカラーである場合は、「The mark is in color」(緑枠)にチェックを入れます。商標がカラーであるにもかかわら ずこの枠にチェックが入っていない場合、「4.14手数料計算」においてカラー料 金が適用されず、WIPOから料金欠陥通報が送付されますのでご注意ください。

Mark ———			
Туре	Figurative	~	
Kind *	Individual	~	
lmage repre	sentation		
5		The mark is in color	
		Reproduction as it appears in the basic application or registration	
sample		Preferred image format: j-peg or tiff and never gif	
SA	MPLE		
ファイルを選	訳 選択されていません	Upload	

インポートによりイメージが取り込まれないなどの場合は、ファイルを選択ボタンからイメ ージファイルを選択し、Uploadボタンをクリックするとイメージが画面にアップロードされま す。

ファイルを選択ボタンをクリックし、アップロードするファイルを選択して「開く」をクリックします。

名前	更新日時 个	種類	サイズ	
∽ 今日 (1)				-
🖻 sample.jpg	2022/04/24 21:49	JPG ファイル	29 KB	
'ル名(N): sample.jpg			✓ すべてのファイル (*.*) ✓	
			開く(O) キャンセル	]

選択後、ボタンの横にファイル名が表示されたら、Uploadボタンをクリックして、 イメージを画面に取り込みます。

ファイルを選択	sample.jpg	Upload
_		

### 注意:

Madrid e-Filingが推奨する標章イメージの画像サイズおよび解像度は、「<mark>画像サイズ:20 x</mark> 20 cm以内」、「解像度:266 dpi または 300 dpi」となります。

また、<u>画像ファイルの形式は、jpeg またはtiff としてください。</u>本国官庁では表示された画 像情報にて目視にて本国認証を行いますが解像度等の確認は行いません。添付する画像のサイ ズ・解像度等のWIPOでの取り扱いの詳細については、WIPOにお問い合わせください。

### <基礎出願/登録が立体商標、音商標、色彩のみからなる商標の場合>

Mark欄のTypeをそれぞれ立体商標の場合は3-D、音商標の場合はSound、色彩のみからなる 商標の場合はColorを選択してください。Soundの場合、MP3添付の表示がなされますが、音 声ファイルを添付して本国官庁に提出することはできません。</u>必ずイメージデータのみで提出 してください。また、Image representation欄にインポートされた標章イメージが表示されま すが、インポートによりイメージが取り込まれない場合は、前述<基礎出願/登録が図形商標 の場合>のアップロード操作を参照してください。

Mark ———			
Туре	Sound	~	
Kind *	Individual	~	
Representation			nd not to exceed 5 MP in size
▶ 0:00 / 0:00		or way a	nd not to exceed 5 MB in size
ファイルを選択 選	招きっていません	beola	こちらは使用できません
		◀── こちらの欄に	こイメージデータを添付してください。
ファイルを選択選	択されていません	Upload	]

### <基礎出願/登録が動き商標の場合>

Mark欄のTypeをFigurativeにしてください。また、基礎出願又は基礎登録に係る動き商標を表す図又は写真が複数ある場合には、その全ての図又は写真について同一

(全体が同一の縮尺度で表され相似形となっているものを含む。その図若しくは写真の配列については異なっていてもよい。)の標章イメージをImage representation欄に 添付してください。

## なお、Mark欄のTypeにてMultimedia及びMotionを選択することはできません。

項番	基礎出願/ 登録の 標章	Mark type の選択	Description, if any, as it appears in the basic mark欄 の記載要否	添付する商標の データ	添付時の 注意点
1	音商標	Sound	記載必須 ※基礎出願/登録の【商標の詳 細な説明】欄に記載がある場 合のみ	イメージデータ	音声ファイル (MP3等)の添付 はできません。
2	立体商標	3-D	記載必須 ※基礎出願/登録の【商標の詳 細な説明】欄に記載がある場 合のみ	イメージデータ	_
3	色彩のみか らなる商標	Color	記載必須 ※基礎が出願の場合のみ。 ※基礎が登録の場合は、Color claim欄に記載必須	イメージデータ	_
4	動きの商標	Figurative	記載必須	イメージデータ	Mark Typeの選 択をMotion又 はMultimedia にすることはで きません。

※Kindは、基礎の商標が団体商標である場合にのみCollectiveに変更してください。

Color claim欄は特徴的な色彩を主張する欄です。なお、基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されている場合、並びに、色彩のみからなる商標について商標登録査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願においては、国際登録出願にも同一の主張をしなければなりません。「The applicant claims color(s) as a distinctive feature of the mark」(赤枠)にチェックを入れるとColor claim欄が表示されます。入力欄に標章に使用されている色彩を入力し、Add color claimボタン(緑枠)をクリックすると色彩の主張をすることができます。

Mark		
Туре	Figurative	~
Kind *	Individual	~
Image repre	esentation	
		V The mark is in color
		Reproduction as it appears in the basic
cam	nla	Preferred image format: Loop or tiff and never
Sam	ipie	gif
SA	MPLE	
ファイルを選	根海根されていませ	6. Lipipad
The evaluate		
I'me applicant	cialms color(s) as a disti	noive leature of the mark
- Color clair	m	
Colors claimed	I	red and green Add color claim
The principal p	arts that are in color	
<mark>また、色彩</mark>	<mark>について詳細な</mark>	主張を入力できます(赤枠)。Add another color claimボタンは
引しないでく	、 ださい。	

Color claim	
Colors claimed	Add another color claim
The principal parts that are in color	
red and green	

標章にラテン文字やアラビア数字以外の文字を含む場合(漢字・ひらがな・カタカナを含む 標章等はこれに該当します)は、それらの文字のラテン文字又はアラビア文字への音訳を提供 する必要があります。この場合、音訳の記載は英語の発音に従い、ラテン文字によって記載す る必要があります。 - Transliteration of the mark

This is mandatory if a mark is or contains non-Latin characters or non-Arabic numerals

特定の指定締約国等が求める場合には、標章が翻訳できる言語で構成されている、 又は翻訳できる言語を含むときは、英語、仏語又はスペイン語、若しくは3つの言語  $\sim$ 

の翻訳を記載することができます。

シンガポール、米国を指定して、標章が英語本来の意味合いを持たない場合は、The words in the mark have no meaning and cannot be translated (赤枠) にチェックを 入れる場合を除くか、翻訳を記載する方が望ましいとされています。

- Translation of the m	rk
As required by some design	ed Contracting Parties
The words in the mark ha	e no meaning and cannot be translated
English translation	
French translation	
Spanish translation	

「Description, if any, as it appears in the basic mark」(基礎出願又は基礎登録に含 まれる標章の記述)は、基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含 まれている場合であって、本国官庁がその記載を含めることを求めるときに、基礎出 願又は基礎登録に含まれる標章の記述と同一の内容を、当該欄に英語で記載します。

「Voluntary description」(任意の標章の記述)は、基礎出願又は基礎登録に言語に よる標章についての記述が含まれているか否かにかかわらず、出願人が国際登録出願 に任意の標章の記述を含めることを希望するときは、当該欄に英語で記載します。

「Verbal elements」(標章の言語要素)は、Mark欄のTypeを「Combined (組み合わせ)」(画像とテキストのロゴ)にした場合に入力が必須となります。

「The applicant declares to disclaim protection for the following element(s)」は、 標章を構成する一部が識別力を有していないため、その部分につき権利を主張しない 場合に記載してください。基礎出願又は基礎登録に保護の放棄の主張がなくても記載 できますが、一部の指定国だけに主張することはできません。

Additional Information		
Description, if any, as it appears in the basic mark		
/oluntary description		
federal classicale		
/erbai elements		
The applicant declares to disclaim protection for the	following element(s)	
/	Languages and correspondence	Goods and service

## 4.17 手数料の支払

Payment画面では、WIPOに支払うべき手数料の納付を行います。画面上に表示された支払オプションの1つを選択し、その後の支払手順を実行します。利用可能な支払い方法は、銀行振込、クレジット カード、WIPO予納口座、PayPalとなります。

WIPOへの銀行振込については、Bank transfer を選択し、Payボタンを押した時に表示されるInvoice画面で、Sendを押すとメールにて銀行振込時に必要となるReference 番号等が記載されたインボイスが届きますので、受領次第、速やかにWIPOへ支払手続を行ってください。 また、Sendを押した後は本国官庁に出願が提出されます。

※本画面にて銀行振込(Bank transfer)を選択した場合、PayボタンではなくGo Backボタンを押した 場合でも出願画面には戻らず本国官庁に出願が提出されてしまいます。必ず出願が確定してからBank transferを選択するようにしてください。

なお、銀行振込を行う際は、必ずIRPI-から始まるReference番号を外国送金依頼書の「受取 人あて連絡事項」の欄に記載してください。

出願提出前に銀行振込を行っても、Madrid e-Filingの画面上で、支払日等の連絡事項を入力 することはできませんのでご注意ください。

支払方法選択画面

## Invoice

Payment number	EPAY-TI9O-8K42	
Reference	IRPI-000058543	
Amount	3,049.00 CHF	
Payment subject	Fee for Madrid eFiling	
Choose payment method	Current Account at WIPO	~
Рау	Bank transfer Credit/Debit card Current Account at WIPO PayPal	_
Go back		

以下は、WIPOへ銀行振込で支払う場合の確認画面です。Send ボタンを押すと支払の詳細が 記載されたメールが送付されます。

WIPO IP PORTAL MENU	Payments	[TEST]	HELP	LOGIN	WIPO
Invoice					
Amount		1,153.00 CHF			
Payment number		EPAY-TRBP-5YFW			
Reference		IRPI-000058285			
Payment subject		Fee for Madrid eFiling			
Payment method Bank transfer					
Beneficiary	WIPO/OMPI				
IBAN		CH51 0483 5048 7080 8100 0			
Swift/BIC		CRESCHZZ80A			
Bank		Credit Suisse, 1211 Geneva 70, S	Switzerland		

Please click Send to receive by email the details of the payment.



The International Bureau of WIPO will send a receipt within 10 days of the date your bank or postal transfer is received. If you do not receive a WIPO receipt within 10 days of submitting your payment, please contact us.

Please ensure that the Reference is included in your bank transfer, failure to do so will lead to your application not being processed.

注意事項

### 本国官庁への手数料納付ついて

本国官庁へ納付すべき手数料9,000円は、Payment画面より納付することはできません。本国 官庁へ納付すべき手数料9,000円については、Disclaimers画面の記載を参照し、日本国特許庁 に直接納付してください。

Fee calculationsで計算された手数料のWIPOへの支払いと、本国官庁へ納付すべき手数料 9,000円の両方の納付が完了するまで、本国官庁は提出された国際登録出願の本国認証を行いま せん。また、WIPOへの手数料の納付が完了しない場合、Madrid e-Filingのシステム仕様上、 本国官庁は、WIPOに出願を送付することができません。

WIPOへの手数料の納付や、本国官庁への手数料の納付を、Madrid e-Filingでの出願提出後 に行う場合には、速やかに納付手続を行ってください。